平成２６年（フ）第６７号
東京都調布市東つつじケ丘３丁目49番地13
破産者　手島　正太
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１７５号
東京都八王子市別所１丁目30番地４―401
破産者　有限会社イート・ロード
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３１号
新潟県新発田市豊町２丁目３番18号
破産者　株式会社グローバルミート
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３３号
愛知県一宮市萩原町高松字高松12番地
破産者　有限会社エスアンドエフ
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２９５号
愛知県稲沢市正明寺１丁目14―20、住民票上の住所愛知県稲沢市祖父江町三丸渕西流４番地４　招和荘４
破産者　渡邊　勝幸
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２３４号
滋賀県草津市野路町1748番地の１
破産者　株式会社Ｄｉｎｉｎｇ
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７５号
大津市打出浜９番11号
破産者　株式会社ホーム・ラボ
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４１３号
奈良県大和郡山市小泉町1562番地７
破産者　株式会社宇高
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４１４号
奈良県大和郡山市小泉町1562番地７、商業登記簿上の本店所在地熊本市東区月出６丁目２番１―103号
破産者　有限会社ミューク
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２７号
熊本県球磨郡山江村大字山田丙963番地１
破産者　平成建設株式会社
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所人吉支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第３０号
沖縄県石垣市字登野城887番地２　ココマルカ103号
破産者　内間　晴之
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所石垣支部

平成２５年（フ）第２２７１号
札幌市東区北35条東28丁目７番21号
破産者　太田　裕司
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４５９号
仙台市泉区将監９丁目２番11―205号、破産手続開始決定時の住所仙台市泉区南光台南３丁目31番５号
破産者　赤見　　濟
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３４号
千葉県大網白里市大網28番５　和はうす302号、住民票上の住所千葉県茂原市本納1556番地１
破産者　山志田　章
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１２２号
富山県砺波市表町１番10号　アパガーデンズ砺波駅前801号室
破産者　滋野　　正
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１７７号
富山県砺波市庄川町古上野409番地６
破産者　澤田　博成
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第２３８号
長野県中野市大字吉田680番地４　メゾンクレールＳ１―101号
破産者　水野　啓治
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２０号
長野市大字栗田568番地３
破産者　渡邊　勝也
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１７１４号
愛知県知多郡東浦町大字緒川字申新田弐区63番地の２　ルミエル101号、申立時の住所愛知県知多郡東浦町大字緒川字東栄町76番地の１
破産者　有尾　利喜
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部